事業計画の概要(処分)

更新日:令和5年5月30日

1. 全体計画の概要

(産業廃棄物)

廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくずは、自社または収集運搬業者などにより自社焼却施設建屋内のごみピットに直接搬入する。または破砕選別施設建屋内に搬入する。破砕選別施設で破砕選別処理した後、焼却可能なものはベルトコンベヤでごみピットに運び貯留する。ごみピットに貯留した廃棄物は、燃焼状態に応じて天井クレーンにより連続的に炉内に投入して焼却処分する。焼却灰は管理型処分場に搬入し、埋立処分する。不燃物との複合物等で焼却処分に適さないもの(焼却不適物)は、管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

廃酸、廃アルカリ、廃油は、自社または収集運搬業者などにより自社焼却施設に搬入し、各貯留槽に貯留後、炉内噴霧により焼却処分する。焼却灰は管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

汚泥は、自社または収集運搬業者などにより自社焼却施設に搬入し、汚泥ピットに 貯留し、固形状及び泥状の汚泥は、固形物と混ぜ炉内に投入して焼却処分する。液状 の汚泥は噴射ポンプにより炉内に投入して固形物の廃棄物とともに焼却処分する。焼 却灰は管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

金属くずは、売却を基本とするが、そのままの状態で売却できない金属くずは、破砕選別施設で破砕選別処理し、減容化したのち、管理型処分場に搬入し、埋立処分をする。

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類は自社または収集運搬業者などにより、自社の破砕、選別施設に搬入し、破砕選別処理後、管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

(特別管理産業廃棄物)

感染性産業廃棄物は、焼却施設建屋内の医療廃棄物保管場に搬入し、医療廃棄物供給 装置を経て専用容器ごと焼却処分する。

廃酸・廃アルカリは、各貯留タンクに搬入後、炉内噴霧による焼却処分を行う。 廃油は、廃油貯留タンクに搬入後、炉内噴霧による焼却処分を行う。

2. 環境保全措置の概要

- (1) 中間処理施設において講ずる措置
- ・破砕・選別施設では、投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないものが含ま

れていないか、投入前に展開検査を行い確認する。

- ・破砕機投入部に散水装置を設置し、散水により粉じんの飛散を防止する。
- ・破砕・選別施設は建屋内に設置し、騒音及び振動を低減し、周辺環境への飛散を防止している。また、騒音及び振動発生の少ない機器を選定し、機器はコンクリート 基礎にアンカーボルトにて固定するなど、さらなる防音、防振対策を行っている。
- ・施設へのごみ投入量は、最大 40 ㎡/時とし、施設の処理能力を超えないように行 う。施設の機能を維持するために、3年に1回以上の精密機能検査と年1回以上の 定期点検補修を実施する。
- ・処理に伴い排ガス及び排水は発生しない。また薬剤等の使用もない。
- 集じん機で粉じんを回収し飛散を防止する。
- ・焼却施設では、大気の汚染に注意し自動測定機器等の細かな監視・点検を行いなが ら、焼却処理を行う。
- ・焼却後の焼却灰は、炉下コンベヤに張られた水で加湿した後、灰搬出コンベヤで搬送し灰コンテナに貯留し管理型処分場にて埋立処分する。
- ・ばいじんは密閉されたコンベヤで搬送し、混練機によりキレート剤と水とを均一に 混合して重金属を固定化した後、処理物コンテナに貯留し管理型処分場にて埋立処 分する。

(2) 保管施設において講ずる措置

- ・環境保全の為、保管の場所から廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないよう留意し、底面をコンクリート製にした屋内型のストックヤード内にて保管を行う。
- ・感染性廃棄物は保冷庫内に保管し、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発生 しないよう留意する。
- ・廃酸・廃アルカリは屋外タンク(FRP製)、廃油は屋外タンク(金属製)で保管し、万が一の時も防液提を設置し流出を防止している。
- ・適正保管量を超えないように留意するとともに、産業廃棄物の性状が変化しないうちに搬出し、保管の場所には、ねずみ、蚊、ハエ、その他の害虫が発生しないよう清潔保持を心掛ける。

(3) その他

- ・各種産業廃棄物の取り扱い上の注意や不測の事態発生時における対応の方法を毎週 の朝礼時及び毎月1回の勉強会において従業員に周知徹底する。
- ・また、愛媛県・松山市・えひめ産業資源循環協会が主催する講習会へも積極的に参加 し、従業員の教育訓練に役立てる。

3. 処分する産業廃棄物の種類及び処分目標量

(焼却)

廃プラスチック類 1,680 t、廃油 1,200 t、木くず 9,600 t、紙くず 6,000 t、繊維くず 960 t、ゴムくず 6 t、動植物性残渣 1,080 t、汚泥 4,440 t、廃酸 240 t、廃アルカリ 240 t、感染性廃棄物 360 t、廃酸(特管)12 t、廃アルカリ(特管)12 t、廃油(特菅)12 t (破砕、選別、焼却)

廃プラスチック類 2,400 t 、木くず 4,800 t 、紙くず 1,800 t 、繊維くず 36 t 、ゴムくず 6 t

(破砕、選別)

廃プラスチック類 1,800 t 金属くず 36 t 、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1,200 t 、がれき類 1,200 t